

第1回石川県特別職退職手当検討懇話会開催結果概要

1 開催日時

平成22年7月29日（木）15時から16時まで

2 開催場所

石川県庁行政庁舎11階 第1106会議室

3 出席者

委員（5人）、総務部長、総務部次長、人事課長、事務局

4 議題

石川県特別職の退職手当について

5 審議経過

(1) 事務局説明

- ・ 本県の特別職退職手当の現況・考え方
- ・ 特別職退職手当の全国状況
- ・ 関係条例

(2) 意見交換

各委員からの主な意見は次のとおり

- ・ 特別職の退職手当のあるべき水準については、前回（平成16年度）の懇話会意見と同様、今回も「全国水準並みを基本に決定されるべき」との考え方が基本となるのではないか。
- ・ 本則をみれば、本県の特別職の退職手当については、現状でも、ほぼ全国水準並みと言えるのではないか。

- ・現状でも全国水準並みで、高いとは言えないが、懇話会で検討せよということならば、県民の皆様方も下がると期待をされている。
- ・他県では、様々な理由で暫定的減額措置を講じている県もあり、こうした県の状況も考慮すべきと思う。
- ・暫定的な減額措置を講じている県の中には、不支給としている県があるが、不支給の措置は、選挙公約等に基づいて、水準の議論とは別次元で行われており、したがって、あるべき水準の議論をする際には、不支給は考慮に含めるべきではないか。
- ・知事、副知事という一定の責任ある立場を考慮すれば、不支給を含めて検討すべきだということにはならないのではないか。
- ・特別職の退職手当を支給することについては、前回の懇話会意見でも、特別職退職手当は、「在任期間中の功績報償的な性格を有することに加え、労働や功績の対価としての性格がある」とされており、この意見は今回も変わりないと思う。国の特別職や企業の役員でもそれぞれ退職金は支払われており、社会通念上退職金制度は定着している。知事、副知事の退職金が無くなるのが県民の意向ではない。
- ・最近見直しを行った県の状況も考慮に入れる必要があるのではないか。
- ・知事の年収は退職金を1年当たりに換算し加算しても約3千万円。知事という役職からみれば決して高いものではない。

6 次回の懇話会について

開催日時は未定（年内に一定の結論を得るべく調整を行う）